

案内表示における言語記号と視覚記号の相互作用に関する研究

A Study on the Cooperation of Linguistic and Visual Signs in the Information Display

田 中 敦*

要旨

本論では、言語記号と視覚記号の相互作用の効果を検証するため、案内表示の中で用いられる文字情報とピクトグラムとを、認知主体がいかに解釈し得るかに関して考察を試みる。

ピクトグラムは視覚記号の一種として、単独で情報伝達機能を担い得るものである。それは指示対象の視覚的特性を視覚信号によって表示する特性により、時に言語記号では伝達困難な情報さえをも表すことができる。案内表示の中では、ピクトグラムが文字情報とともに併記される事例が散見されるが、その際ピクトグラムは、文字情報の「挿絵」として付加されているわけではなく、両者はそれぞれ、情報伝達の役割を果たしていることを確認する。

文字情報とピクトグラムが併記された案内情報を認知するプロセスを考察することにより、相互作用の結果として、解釈の限定、一体的な意味の創出、情報内容の確定、といった効果が導かれ得ることを指摘する。

キーワード：ピクトグラム、案内表示、言語記号、視覚記号、認知プロセス

1. 序論

本論が考察対象とするのは、各種案内表示において用いられる文字情報とピクトグラムとの相互作用がもたらす効果についてである。

田中 (2018, 2019) で整理したとおり、ピクトグラムは図記号の一種であり、情報を視覚的に伝達し得る手段として、屋外広告物等において使用されている。特に、公共機関等が施設の位置や方向を表示し、利用方法を示す目的で設置される「公共サイン」においては、定型化されたピクトグラムの使用が広く認められる。

ピクトグラムは視覚的な記号であり、視覚的な類像性を活用することにより、言語に依ることなく指示対象に関する情報を伝達することができる。近年では、訪日外国人の増加等の事情も踏まえ、国際規格に合わせて図案の標準化を図る取組も進み、言語に替わる情報伝達手段として活用される場面が広がっていることが窺われる。

ただし、ピクトグラムは常に単独で用いられるわけではなく、実際には、同一の案内表示の中で文字情報とともに使用されている事例も数多く認められる。では、その際、言語とピクトグラム

* TANAKA, Atsushi [非常勤講師]

の役割分担はどのようになっているのか、さらに、言語記号と視覚記号が協働することによっていかなる相互作用を創出し得るかを考察することが本論の目的である。

情報発信を行う側では、文字情報とピクトグラムを併用することによって様々な効果を企図していることが窺われ、それは一律のものではない。そのことを踏まえたうえで、本論では、記号を認知する認知主体がいかに記号を認知し得るかという意味作用の観点から分析を行い、案内表示の具体例を挙げつつ、言語記号と視覚記号の協働がもたらす相互作用の類型別に、認知主体の認知プロセスを整理することを試みる。

本論の構成であるが、まず次節で、先行研究に基づいて文字情報とピクトグラムが併用される際の問題点を確認し、論点を整理する。

続いて3節では、改めて視覚記号の記号特性を確認し、言語記号との差異と情報伝達機能への関与について考察する。さらに4節では、言語記号と視覚記号の相互作用について、ロラン・バルトが論じた「投錨」および「中継」の概念を導入し、本論の考察に適用するべく、留意点を確認する。

5節から8節にかけては、文字情報とピクトグラムとの相互作用がもたらす情報伝達上の効果を類型化し、その観点ごとに実例を挙げて、相互作用の在り方を検証する。その際、相互作用は本来的に存在するものではなく、認知主体が両者を関連付けることによって創出されるものであるという点に留意する。

以上の構成により、本論では、記号特性の異なる記号を認知主体が捉える際に、その認知プロセスに応じて様々な効果が生み出されることを詳らかにする。

2. ピクトグラムの「挿絵化」

案内表示において文字情報とピクトグラムを併用する際の問題点として本田（2017）が挙げるのが、「ピクトグラムの挿絵化」という観点である。ここでいう「挿絵化」には、次元の異なる二重の意味が含まれる。

1点目の問題点として、「ピクトグラム風に描かれたイラスト」によって混乱が引き起こされる点を本田は指摘する。これは、当該案内表示が、あくまで文字によって情報を伝えるものでありながら、そこに「ピクトグラム風の」イラストが加えられることによって、案内表示を見る者に無用な困惑を与えてしまう場合を指す。

たとえば、自治体が駅周辺に設置した案内版で「美化推進重点区域」であることを説明し、ゴミの投棄禁止を呼び掛ける中で、「ボイ捨てダメだぞー」という文字情報に合わせてゾウのイラストが描かれた事例を本田は挙げている。また、北陸本線の特急車両の通路に記された「降り口は反対側です」という案内表示では、制服と制帽を身につけた職員がお辞儀をするピクトグラム風のイラストが付された例も紹介されている。

これらの例では、定型化したピクトグラムではなく、あくまで「ピクトグラム風の」イラストと位置付けられるものが使用されている。つまり、案内表示中で必要な情報伝達は言語記号によってすべて行われており、視覚記号はそこに付け足された「挿絵」として、アイキャッチの役割を果たすものに過ぎないと言える。しかしながら、そうしたイラストの形式が、定型的なピクトグラムの形式に近づくほど、認知主体には誤解が生ずる可能性が高まる。上記の例に関して言うならば、仮に文字情報を解さない認知主体が案内表示を捉えた際には、美化推進とは無関係に動物に関連する情報を解釈したり、降り口とは関係ない鉄道職員の執務室情報などを解釈する可能性

すらもないとは言い切れない。

これは、ある面では、ピクトグラムによる情報伝達が一般的に行われるようになってきていることの影響とも考えられる。今日では、文字による情報伝達に単に挿絵として付されたイラストまでもが、独自の情報を担うものと解釈され得ることを念頭に置き、無用な混乱を防ぐように努めることが、案内表示の作成者には求められる。

続いて2点目の問題点は、さらに深刻な「挿絵化」である。本来はそれ自体で情報伝達機能を有する定型化したピクトグラムが、あたかも文字情報の補足として使われているかのような案内表示が、これに当たる。

本田は、シカゴ空港の施設案内表示板で、「手荷物受取所」「駐車場」など各種施設が英語で表記された脇に、同内容を示すピクトグラムが小さく併記された例を挙げている。この例では、文字情報だけで事足りるところに、付け足しのようにピクトグラムが付されたことが窺われるが、文字情報によってピクトグラムが本来の機能を失い、冗長な存在になってしまっている。本来、一般的な施設の所在情報であればピクトグラムのみで表し得るところを、文字情報と併用されることにより、不当に「挿絵化」されているものである。後ほど改めて確認するが、こうした言語記号とピクトグラムの冗長的な使用例は、実は数多く見ることができる。

それでも、情報が冗長的なものはまだ良い。本当に問題が生ずるのは、文字情報と、併用されたピクトグラムの内容とに乖離が認められる場合である。

本田は、駅前通路に表示された「自転車乗り入れ禁止」を示す案内表示に、「自転車禁止」を表すピクトグラムが付された例を紹介している。このピクトグラムは、自転車の形状を図案化したものと、禁止を表す丸に斜め線とを組み合わせたもので、通常、当該区域を自転車で走行することを禁ずるものと解釈される。ただし、この駅の案内表示には、「自転車を降りて通行してください」と書かれており、つまり、自転車を押してならば通行可能とされているのである。

ここには微妙な情報の差異が存在する。当該案内表示の「自転車を降りて通行」とは、自転車を押して通行可能なのか、自転車を駐輪して歩行しなければならないのか、文字情報とピクトグラムを併用したがゆえに、却って迷いが生じ得る。誤解をなくすためには、文字のみ、あるいはピクトグラムのみで表示した方がよかったかもしれない。ここでも、ピクトグラムの本来の機能を軽視し、文字情報に付随する挿絵として扱ってしまったが故に、情報伝達という観点からは問題が生じている。

本田は、「ピクトグラムは『言語』であり『挿絵』ではない、つまり、文字によるサインを補完・装飾するために使うものではない（同書 143）」と指摘している。安易にピクトグラムをイラストであるかのように使用することは、情報伝達に弊害をもたらし得るのである。

では、視覚記号であるピクトグラムは、言語記号といかに協働し得るものであるのか。そして、両者の相互作用はどのような効果を創出し得るのか。この論点を検討するため、まず次節では、改めて言語記号と視覚記号の特性と情報伝達機能を整理する。

3. ピクトグラムの記号特性

本節ではピクトグラムをいったん離れ、視覚的に対象を表す図像一般の記号特性を、言語記号との対比によって改めて整理することから始める。

現代社会では言語同様に映像が情報伝達的手段として用いられていることを、井上（1998）は以下のとおり述べている。

- (1) 言葉と映像というものは、どちらも人間の内面を対象化する時に、なくてはならぬ記号である。ある場合は言葉により、ある場合は映像でと、私たちは目的、用途により使い分け、また両者を同時に用いることをしている。(井上 1998: 102)

井上が述べるように、視覚記号は、言語記号とは異なる情報伝達機能を有するものであるが、この差異に関して、図像による情報伝達機能を通時的に考察したウィリアム・アイヴィンスは以下のとおり指摘する。

- (2) 言葉でもって、ある対象物を本気で確かに、丁寧に説明しようとする、ほとんどの人が理解しようという忍耐も知性も失いかねないほど果てしなく長たらしく、とりとめもなく冗長な形式をとらねばならなくなる。(アイヴィンス 1984: 71)
- (3) 視覚像は、言語的説明とは異なり、象徴する対象についての視覚情報を集めるのと同じ感覚器官に直接働きかける。(同書 73)

つまり図像は、対象の視覚的特性を視覚信号として表し得るものであり、この点において言語では表現困難な情報伝達を可能とする手段なのである。

そのうえで図像とは、認知主体に多義的な解釈を許容する記号でもある。この点に関しては、フォザ他 (2006) が、次のように整理している。

- (4) 言語と比べて、イメージはまちまちの印象、解釈、評言、分析を惹き起こす。(中略)
イメージの多義性は、視覚記号が、イメージのなかに散乱しているという事実によっている。言語の場合、読解作業が直線的で連続的であるが、イメージの知覚は、全体的で同時的なのである。イメージの意味は、非連続的な視覚記号を相互につなぎあわせる見回しの結果である。(フォザ他 2006: 120-121)

この言語とイメージの差異は、グッドマン (2017) では「記譜法 (notation)」の有無という点に還元されている。言語には離散的な単位が存在し、より大きな単位を構成するための規則が定められているのに対し、図像にはそうした単位や規則が存在しないため、指示対象の範囲を定めることも、コードに即して解説を行うこともできないとするものである。

ここまでをまとめると、言語記号は約定性によって指示対象の概念を表すため、言語記号を用いることで、その概念は発信者から受信者へと正確に伝達され得る。ただし、対象の視覚特性を言語記号によって再現するためには、膨大な情報量を必要とすることが想定される。一方、図像においては、対象の視覚特性を視覚信号によって端的に、かつ直感的に表現することが可能となる。しかし、図像には記号を解説するうえでの単位や厳密な解説規則が存在しないため、解釈の多義性を許容することとなり、これは情報伝達を行ううえでは弊害ともなり得るものである。

この基本的な記号特性を踏まえたうえで、改めてピクトグラムについて考えてみると、田中 (2018, 2019) で確認したように、図像一般とは異なる一定の約定性が存在することが考えられる。特に、定型化したピクトグラムには、言語記号同様の高い約定性が認められる。ただし、言語記

号の場合、コードを解さぬまま指示対象を理解することはほぼ不可能であるが、ピクトグラムの場合には、約定性に依らずとも、類像性によって指示対象を類推することがある程度まで可能である。また、類像性が記号特性として存在するがゆえに、ピクトグラムの場合には多義的な解釈の可能性が残されるとも考えられる。

つまり、言語記号とピクトグラムとの記号特性を対比すると、言語記号は全面的に約定性によって指示対象を示すものであるが、ピクトグラムの場合は、一定の約定性と類像性によって指示対象を表す。故に、ピクトグラムは約定性に依らずとも指示対象を類推することが可能であるが、その際には、認知主体による多義的な解釈の可能性が生ずる。言語記号もまた、コンテクストに応じて多義的な解釈を許容し得る場合があるが、その許容度はピクトグラムの方がかなり高いものと認められる。

こうした特性を有する言語記号とピクトグラムが協働する際、いかなる相互作用が生じ得るのか。次節ではまず、言語記号が視覚表象の解釈に及ぼす影響を論じたバルトの論を参照し、ピクトグラムへの適用の可否を確認することとする。

4. 言語記号と視覚記号の協働

ロラン・バルト (Roland BARTHES) はソシユール記号学を継承し、その方法論を多様な文化事象へと拡大した先駆者であり、その分析は、商業広告や報道写真などの視覚表象をも対象として含んでいた。そうした視覚表象の分析に関するバルトの重要な概念を、「イメージの修辞学」と題された論文 (バルト 2005) 中に見ることができる。

バルトはそこで、食品メーカーの広告画像を分析対象として取り上げ、記号の二次的な意味作用である「コノテーション (connotation)」を適用し、画像から多様な解釈が導かれ得る可能性を提示した。これにより、視覚表象は多義的な記号として情報伝達に関与することとなるが、同時に、広告という媒体においては、広告主の意図したメッセージを消費者側に正確に伝達することが重要な役割として求められる。

そこでバルトは、視覚表象の意味作用を一定方向に誘導するために言語記号が果たす役割として、「投錨 (anchrage)」および「中継 (relais)」という機能を提示する。

まず「投錨」とは、多義的な視覚表象の解釈が個人的領域に傾くのを防ぐために、言語記号がコノテーションの可能性を一定方向に誘導する機能である。これに関してバルトは次のように述べている。

- (5) テキスト (文章部分) は読み手をイメージのさまざまなシニフィエの中で方向づけて、彼があるものを避けて他のものを受け取るようにする。しばしば巧みなディスパッチング [手早い接続-切り離し] によってあらかじめ選んでおいた一つの意味へと読み手を遠隔操作するのである。(バルト 2005: 23、傍点原著)

広告の場合には、画像に付されたキャプションがこの投錨機能を果たす。画像の多義性は、文字情報によって解釈が限定されるのである。

同様の機能は、案内表示においても認められる。田中 (2019) で考察したように、同一のピクトグラムであってもコンテクストに応じて多義的な解釈を許容する場合が認められ、その際には、案内表示が設置される物理的な状況と同時に、言語記号がコンテクストとしてピクトグラムの多

義を限定する機能を担い得ることが想定される。この点については、後ほど改めて、案内表示の実例を挙げて確認することとしたい。

続いて「中継」であるが、これは視覚表象と言語記号とが相互補完的な役割を果たすものである。バルトは戯画や連続漫画を例に挙げ、そこでは視覚表象と言語記号が互いを補いつつ、全体的な連辞が構成されているとする。その際、認知主体は画像と言語とを連鎖的に辿ることによって全体の意味を解釈する。つまり、一方が他方を補足するということではなく、双方が互いの記号特性を踏まえたうえで相互に作用するのが「連携」と称されている。

単独の静止画を用いた案内表示では、連続漫画のような展開があるわけではない。しかしながら、案内表示でも文字情報とピクトグラムとが一体的な連辞を構成し、全体的な意味創出に寄与しているとするならば、そこにはこの「連携」に当たる機能があるものと認めることができる。この点に関しても、「投錨」機能と区別したうえで考察することとしたい。

以上のとおり、言語記号と視覚表象の相互作用に関して、バルトは「投錨」および「連携」という機能を挙げているが、その両者において言語記号が果たす役割は異質なものである。次節以降では、バルトが指摘した「投錨」「連携」機能を踏まえたうえで、案内表示における文字情報とピクトグラムとの相互作用について考察を行いたい。その際、節ごとに相互作用がもたらす効果を定めることとし、限定、相補、重複、相互作用なし、という区分に従って考察を進める。

5. 観点 (1) 文字がピクトグラムの解釈を限定する場合

本節からは、案内表示の中で文字情報とピクトグラムとにいかなる相互作用が生じ得るかを考察していく。最初に挙げるのは、文字情報によってピクトグラムの多義性が限定される場合である。これはいわば、バルトの言う「投錨」機能に相当するものと言える。

図1の案内板で使われている、車椅子に座った人を図案化したピクトグラムは「障害のある人が使える設備」を表しており、そこに「身障者お手洗」との文字情報が付されることによって、設備の種別が確認できるようになっている。一見、ごくありふれた案内表示であり、敢えて多義性の限定などと言うまでもないものと思われるかもしれない。しかし、やはりこのピクトグラムは多義的な解釈を許容し得るものであり、その多義性を限定するために文字情報が付されているのである。

図1.



(新潟県立鳥屋野潟公園内の案内板：新潟市中央区、2018年撮影)

この案内板から文字情報を消去した状態を想定してみると、そのことがわかる。この案内板は屋外に設置されたものであり、矢印記号で方向が示されているが、対象である設備の範囲を明示してはいない。その場合、「障害がある人が使える設備」は特定の設備を指すものとも、ある

いは一定の空間（たとえば駐車場のような場所）を指すものとも解釈することができる。後者の場合には、このピクトグラムは当該方向への移動を指示するものとも考えることも可能である。

実際、この案内板に「身障者駐車場」という文字情報が付されていたとすれば、ピクトグラムが表すのは移動の指示とも考えられる。しかし、「身障者お手洗」という文字情報は、同一のピクトグラムを特定設備の所在を示すものと理解させる。このように、文字情報はピクトグラムの多義性を限定するのである。

続いて下の図2は、バス背面の窓に表示された案内表示の例である。注意喚起を促す黄色い三角形の背景に、横断歩道の標識で見かける児童を模した図案が付されている。この例でも、文字情報がピクトグラムの多義性を限定する。図2のピクトグラムは、「園児」「児童」「生徒」「通学」「歩行」など多義的な解釈を許容するものであるが、「スクールバス」という文字が併記されることにより、解釈は「教育機関に在籍する学童」と限定される。そのうえで、そうした学童が当該車両内に「存在する」という事実が理解され、この際、歩行など、学童によって行われる行為を解釈する可能性は一時的には棄却される。¹

図2.



(バス後部窓面の表示：2019年撮影)

このように、認知主体は文字情報を手がかりとして、ピクトグラムの解釈の可能性を限定し、妥当な解釈を導くことが可能となる。換言するならば、文字情報はピクトグラムの解釈の可能性を限定する機能を果たし得るのである。

なお、ここで一点、確認しておきたい。これまで見たように、ピクトグラムが多義的な記号であり、文字情報がないと意味が確定できないのであれば、初めからピクトグラムを使用せず、言語のみで情報を伝達した方が確実ではないのか、という疑問が生ずるかもしれない。

これに対しては、視覚記号の「知覚されやすさ」という特性を挙げて答えることができる。知覚信号としては、図像は文字情報に比べて圧倒的に知覚されやすいものであり、また、文字情報では伝達しきれない情報を直感的に伝達し得る。ゆえに、ピクトグラムが使用されることにより、認知主体においては、直感的かつ即時的に情報を知覚することができるのである。そのうえで、さらなる詳細な情報を求める際には、文字情報にアクセスすればよいということになる。

かくして、案内表示に描かれたピクトグラムによって情報の概略を得た認知主体が、さらなる情報の絞り込みを求める際に、そこに付された文字情報は、ピクトグラムの多義性を限定する機能を果たすのである。

¹ バスが停車中の学童の乗降車、および通行という行為は、学童が車内に存在するという事実から二次的に導かれるものである。

6. 観点 (2) 文字とピクトグラムが相補的に一体化する場合

続いて本節では、文字情報とピクトグラムとが互いの不足するところを補い合い、情報伝達に一体的に関与する例について確認する。これは、前述したバルトの「連携」機能に通ずるものである。

図3の案内板では、自転車での走行禁止を表すピクトグラムとともに、「ここは歩道です」という文字情報が併記されている。この文字情報が果たす機能は、前節で見たピクトグラムの多義性を限定するものとは異なっている。ピクトグラムの解釈は、文字情報に限定されるまでもなく、まさに一目瞭然である。

図 3.



(新潟県立図書館前通路の案内板：新潟市中央区、2018年撮影)

この例の場合、「ここは歩道です」との文字情報は、自転車の走行を禁止する理由であり、また、自転車の走行が禁止されるのは、当該区域が歩道であることから導かれる結果であるとも言える。つまり、この案内板では、文字情報とピクトグラムは因果関係を構成するものとして、一体的な情報を伝達していると考えられる。さらに言うならば、ピクトグラムは視覚的に理解可能な禁止行為の様態を表し、文字情報は図像では伝えにくい「理由」という位置づけを示している。言語記号と視覚記号が、その特性を踏まえて情報伝達に寄与するとともに、互いに不足する部分を補い合う効果が認められるのである。

続いて、下の図4は交通標識の例で、バスを図案化したピクトグラムに、「優先」の文字情報が付されていることが確認できる。

図 4.



(国道上方に掲示された標識：新潟市東区、2019年撮影)

この例の「優先」という文字情報は、道路上に表示されているというコンテキストからして、「優先通行」と解されるものであり、ピクトグラムの解釈を「(車両による) 走行」と限定するものであると考えることもできるかもしれない。

しかしそれでもなお、当該車両が他の車両に優先して走行する、という情報は、ピクトグラムから導かれるものではない。この案内表示では、文字情報があるからこそ優先走行という情報が伝達されることとなる。そしてまた、優先走行可能な車両の種別を伝達するのはピクトグラムであり、文字情報のみではその情報は伝わらない。このように考えると、ここでもまた、文字情報とピクトグラムとは互いを補い、一体的な情報伝達に寄与していることが認められる。

このような事例に接する際、認知主体は文字情報とピクトグラムとを連続的に認知し、一連の情報を理解することとなる。この際、言語記号のみ、また視覚記号のみでは伝達することができない情報が、両者の相互作用によって創出されていることがわかる。

認知主体は文字情報とピクトグラムとを順に辿り、両者の相互作用によって、一方だけからは解釈されることのない新たな情報を理解する。この際、文字情報とピクトグラムは、情報全体を構成するうえで相補的に機能しているのである。

7. 観点 (3) 情報が重複している場合

本節では、文字とピクトグラムが同一情報を表し、重複している形式について考察する。

文字と図像とがまったく同じ情報を、単に二重に示すという、ひどく冗長な形式と感じられるかもしれないが、現実はこの形式は、案内表示において散見される。わかりやすい例は図5の「非常口」を表す案内表示の例である。

図5.



(画像出所:「公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団」ホームページ)

図5のピクトグラムは、ほぼ完全に定型化した形式が広く用いられており、この画像を見るだけで、伝達情報の内容を理解できると推察される。つまり、このピクトグラムは、非常口の所在を示す視覚記号として完全に機能し得るものである。

しかしながら実際の使用状況を見ると、このピクトグラムと合わせて、「非常口」「EXIT」という文字が併記されている状態も、かなりの頻度で見ることができる。この際、文字とピクトグラムとが表す情報は完全に同一である。図5のピクトグラムは単に建物の開口部を表しているわけではなく、緊急時に使用する外部への脱出口、つまりは「非常口」を表しているわけであり、そこに文字で「非常口」と記すことは、いわば「非常口」と二重に文字で表記していることと等しい。

こうした例は、男女別のトイレを表すピクトグラムに「男性用／女性用」や「MEN／WOMEN」といった文字情報が付されたものにも通じる。あたかも、ピクトグラムが文字情報

に添えられたイラストのように扱われているものであるが、ピクトグラムもまた情報を伝達する記号であると考えてみれば、文字と図像とによって、同一の情報を重複して表示していることに他ならない。

情報の重複は、施設の所在ばかりでなく、注意事項を伝える案内表示において為されることもある。たとえば、「足元注意」という文字情報と合わせて注意喚起を促す黄色い三角形のピクトグラムが使用されている案内表示においては、ピクトグラムの存在が前景化し、より明らかに認識されることから、情報が重複していることが明確となる。

さらに、下の図6のように、行為の禁止を表す案内表示で事例においても、文字情報とピクトグラムとによる情報の重複が認められる例もある。ここでもまた、文字情報とピクトグラムとは同一の情報を表している。強いて言うなら、文字情報では最後に強意記号が付されることにより、メッセージを強調する意図を見ることができ、行為の禁止は程度の問題ではないため、情報内容に差異はない。この貼り紙が伝えるのは、店舗前の路上にゴミを投棄してはいけない、というものであり、文字情報がピクトグラムの解釈を限定することもなければ、文字情報とピクトグラムが一体的な情報を創出しているわけでもない。

図6.



(小売店舗の外壁に掲示された貼り紙：新潟市東区、2019年撮影)

では認知主体は、このように重複した記号をいかに認知するのであろうか。

ピクトグラムを見ても、文字情報を読んでも、その情報内容が同じだとすれば、認知主体が為すべきことは、まさに重複の確認であろう。両者の情報が同一であることを確認すること、逆説的ではあるがこの確認を行うことによって、文字情報がピクトグラムの解釈を限定しているわけでもなく、文字情報とピクトグラムとが一体的に情報を創出しているわけでもないことがわかる。これはこれで認知主体にとっては意味ある認知プロセスであると考えられる。

文字と図像という2種類の記号を用いながらも、その内容が全く同一であると確認できれば、要は文字情報とピクトグラムとが表す情報を、ただそのままに理解すればよいことがわかる。図5の案内表示は、まさに非常口を表すものであって、それ以上でも以下でもない。図6の貼り紙はゴミの投棄行為禁止を表すもので、その他の意味はない。認知主体は文字情報とピクトグラムの双方を認知することによって、その事実を確認するのである。

併せて、同一の情報を二重に反復することにより、強調の意を示すことや、記憶への定着を図るという効果も付随的に認められるかもしれない。

文字情報とピクトグラムが同一情報を表す場合には、どちらかが単独で用いられる場合に比べて情報内容に変化はないものの、認知主体からすれば、両者が重複していることを確認できる点

にこそ意味があり、その観点からすれば、同一情報を冗長的に表示しているとはいえ、そこには一定の相互作用があると考えることが可能である。

8. 観点 (4) 相互作用が認められない場合

文字情報とピクトグラムが一体的に示された場合、必ず何らかの相互作用を起し得るとは言えない。認知主体が文字情報とピクトグラムとを結びつけることができない場合もあり、その場合には当然ながら、相互作用は生じない。

例えば、バスの背面窓に図7のピクトグラムを用いた表示が取り付けられていることを想定していただきたい。併せてそのバスが、走行中に「回送」の表示を背面に表示しており、その表示がピクトグラムに隣接して表示されていたとする²。もちろんこれは一つの案内表示というわけではなく、たまたま文字情報とピクトグラムとが隣接的に表示されていたという状況である。しかしながら、窓面という領域を一体的に捉えた場合、両者を関連付けて認識することも不可能ではないと考えられる。

図 7.



(画像出所：「公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団」ホームページ)

しかし、当然ながらこの際に、「障害のある人が使える設備」を表すピクトグラムと、「回送」という文字情報が相互作用を示すことはない。ピクトグラムは当該車両に備えられた特別の設備を表すものとして、また文字情報は現在のバスの運行状況を表すものとして、それぞれ別個の情報として解釈されるのが自然である。

ではその際、認知主体はいかなる認知プロセスを経たうえで、両者に相互作用がないことを理解し得るのであろうか。

まず、文字情報とピクトグラムの情報内容が重複していないことが確認できる。つまり、認知主体は、文字情報とピクトグラムとが異なる情報内容を示していることを認識する。そのうえで文字情報がピクトグラムの解釈に影響を及ぼし得るかが判定されることとなる。上記の状況においては、文字情報がピクトグラムの解釈を限定するものとは考えにくい。また、両者が相補的に働き、一体的に創出する情報というものも想定困難と思われる。かくして、相互作用の可能性が棄却されることにより、文字情報とピクトグラムとは個別に異なる情報を表すものとして認知されるのである。

なお上記の例においては、記号が表示されるコンテキストも解釈に影響を及ぼしている。走行中のバスに表示されているというコンテキストにより、ピクトグラムは当該車両の機能と関連づ

² 筆者は実際にこの状態で走行しているバスを見かけた。

けて解釈され、文字情報もまた運行経路に関するものとして了解され得ることとなる。

このように、文字情報とピクトグラムとは必ずしも相互作用を生み出すものではないが、それは、認知主体がそれらの記号を認知するプロセスの中で、試行錯誤の結果として相互作用の可能性を棄却した結果によるものであり、はじめから相互作用がないものとして表示されているというわけではない。文字情報とピクトグラムとの関係性は、認知主体の捉え方に応じて、その在り方が決定されるのである。

9. まとめ（言語記号と視覚記号との相互作用）

5節から8節にかけて、文字情報とピクトグラムの相互作用の可能性について、効果別に観点を定めたいで考察を行った。その結果として、文字情報がピクトグラムの解釈を限定する機能を果たし得ること、文字情報とピクトグラムが相補的に機能して単独では表せない情報を創出し得ることを確認した。また、それと合わせて、両者が同一の情報を重複して表すことによって内容を確定する事例、両者が協働することなく異なる情報を表す事例についても検証した。

言語記号である文字情報と、視覚記号であるピクトグラムには、それぞれ異なる記号特性が認められ、その情報伝達機能も異なっている。ピクトグラムは対象の視覚的特性を視覚信号によって示すものであり、言語記号に比して高い視認性を有し、また直感的かつ感覚的に認識され得る記号である。一方、言語記号は視覚的に表しづらい抽象概念を伝達する点に優れ、その約定性の高さにより、厳密な指示対象の区分を示すことができる。

こうした特性を踏まえ、言語記号と視覚記号はいずれも、情報伝達の有効な手段として活用され、その目的に応じて使い分けられている。本論が考察対象とした案内表示においても、一般に、高い訴求性と汎用性を求めてピクトグラムが活用され、より厳密な情報伝達のために文字情報が用いられるという傾向を見てとることができる。

そのうえで、文字情報とピクトグラムが同時に表示される場合、その相互作用はさらなる情報伝達の可能性を押し開くこととなる。ピクトグラムの高い視認性によって情報の所在を認知した認知主体は、そこにさらに文字情報がある場合、さらなる情報を得る認知プロセスを辿る。それはある場合には、多義的な解釈の可能性を限定するために為され、またある場合には、ピクトグラムのみからは解釈され得ない情報を得ることにつながる。さらには、文字情報の認知プロセスを経た結果として、当初を超える情報がないことが確認される場合や、文字情報とピクトグラムとが無関係の情報を表していることが確認される場合もある。

言語記号と視覚記号の相互作用によって導かれる上記の効果とは、つまり、認知主体が両者をいかに捉え、いかなる認知プロセスによって解釈するかによって決定されるものであり、決して本来的に定められているものではない。本論を閉じるにあたり、異なる記号系の相互作用と意味作用を考察するうえでは、こうした動的な認知プロセスを検証する観点が重要であることを改めて提起したい。

画像出所

「公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団」ホームページ

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2017.html（最終閲覧日：2019年12月20日）

参考文献

- 井上宏 (1998) 『現代メディアとコミュニケーション』 世界思想社.
- 田中敦 (2018) 「案内表示におけるピクトグラムの記号論的考察」, 『新潟国際情報大学 国際学部 紀要』 第3号, 41-50.
- 田中敦 (2019) 「ピクトグラムの解釈に関する認知記号論的考察」, 『新潟国際情報大学 国際学部 紀要』 第4号, 131-143.
- 本田弘之 (2017) 「ピクトグラムはイラストではない」, 本田弘之・岩田一成・倉林秀男 『街の公共サインを点検する——外国人にはどう見えるか』 大修館書店, pp.143-155.
- アイヴィンス, ウィリアム (1984) 『ヴィジュアル・コミュニケーションの歴史』 白石和也訳, 晶文社. (William M. IVINS Jr., *Prints and Visual Communication*, Harvard University Press, 1953)
- グッドマン, ネルソン (2017) 『芸術の言語』 戸澤義夫・松永伸司 訳, 慶応義塾大学出版会. (Nelson GOODMAN, *Languages of Art*, Hackett Publishing Co., Inc., 1976)
- バルト, ロラン (2005) 「イメージの修辞学 パンザーニの広告について」, 『映像の修辞学』 蓮見重彦 杉本紀子訳, 筑摩書房, 7-47. (Roland BARTHES, 'Rhétorique de l'image', *Communications*, No.4, 40-51, 1964)
- フォザ, ジャン＝クロード、アンヌ＝マリ・ギャラ、フランソワーズ・パルフェ (2006) 『イメージ・リテラシー工場』 犬伏雅一・前川陽郁・前田茂 訳, フィルムアート社. (Jean-Claude Fozza, Anne-Marie Garat and Françoise Parfait, *Petite Fabrique de L'Image*, Magnard, 2003)

